

別表第14（第15条関係）

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	310,800円
1年以上 2年未満	310,800円
2年以上 3年未満	310,800円
3年以上 4年未満	310,800円
4年以上 5年未満	310,800円
5年以上 6年未満	310,800円
6年以上 7年未満	310,800円
7年以上 8年未満	310,800円
8年以上 9年未満	310,800円
9年以上 10年未満	310,800円
10年以上 11年未満	310,800円
11年以上 12年未満	310,800円
12年以上 13年未満	310,800円
13年以上 14年未満	310,800円
14年以上 15年未満	310,800円
15年以上 16年未満	310,800円
16年以上 17年未満	307,500円
17年以上 18年未満	304,200円
18年以上 19年未満	300,900円
19年以上 20年未満	297,600円
20年以上 21年未満	294,300円
21年以上 22年未満	283,300円
22年以上 23年未満	271,300円
23年以上 24年未満	258,500円
24年以上 25年未満	246,300円
25年以上 26年未満	233,800円
26年以上 27年未満	218,300円
27年以上 28年未満	202,800円
28年以上 29年未満	187,300円
29年以上 30年未満	171,800円
30年以上 31年未満	155,300円
31年以上 32年未満	138,800円
32年以上 33年未満	122,300円
33年以上 34年未満	104,300円
34年以上 35年未満	86,300円

別表第15（第19条関係）

自動車（二輪自動車を除く。）の使用距離（片道）	支給月額
4キロメートル未満	2,100円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	4,300円
6キロメートル以上 8キロメートル未満	5,200円
8キロメートル以上 10キロメートル未満	6,100円
10キロメートル以上 12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,700円
14キロメートル以上 16キロメートル未満	10,300円
16キロメートル以上 18キロメートル未満	11,400円
18キロメートル以上 20キロメートル未満	12,700円
20キロメートル以上 22キロメートル未満	14,000円
22キロメートル以上 24キロメートル未満	15,400円
24キロメートル以上 26キロメートル未満	16,700円
26キロメートル以上 28キロメートル未満	18,000円
28キロメートル以上 30キロメートル未満	19,400円
30キロメートル以上 32キロメートル未満	20,700円
32キロメートル以上 34キロメートル未満	22,000円
34キロメートル以上 36キロメートル未満	23,300円
36キロメートル以上 38キロメートル未満	24,700円
38キロメートル以上 40キロメートル未満	26,000円
40キロメートル以上 42キロメートル未満	27,300円
42キロメートル以上 44キロメートル未満	28,700円
44キロメートル以上 46キロメートル未満	30,000円
46キロメートル以上 48キロメートル未満	31,300円
48キロメートル以上 50キロメートル未満	32,700円
50キロメートル以上 52キロメートル未満	34,000円
52キロメートル以上 54キロメートル未満	35,300円
54キロメートル以上 56キロメートル未満	36,700円
56キロメートル以上 58キロメートル未満	38,000円
58キロメートル以上 60キロメートル未満	39,300円
60キロメートル以上 62キロメートル未満	40,700円
62キロメートル以上 64キロメートル未満	42,000円
64キロメートル以上 66キロメートル未満	43,300円
66キロメートル以上 68キロメートル未満	44,600円
68キロメートル以上 70キロメートル未満	46,000円
70キロメートル以上 72キロメートル未満	47,300円
72キロメートル以上 74キロメートル未満	48,600円

74キロメートル以上 76キロメートル未満	50,000円
76キロメートル以上 78キロメートル未満	51,300円
78キロメートル以上 80キロメートル未満	52,600円
80キロメートル以上	54,000円

備考 再雇用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、支給月額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第15の2（第19条関係）

二輪自動車、自転車等の使用距離（片道）	支給月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

備考 再雇用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、支給月額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第16（第20条関係）

交通距離	加算額
100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円